

氏名	佐藤 寛和		
授与した学位	博士		
専攻分野の名称	法学		
学位授与番号	博甲第 5519 号		
学位授与の日付	平成 29 年 3 月 24 日		
学位授与の要件	社会文化科学研究科 社会文化学専攻 (学位規則 4 条第 1 項該当)		
学位論文題目	国連パレスチナ分割決議案成立の政治的背景 - UNSCOP の対応とアドホック委員会での議論を中心として -		
学位論文審査委員	教授 河原 祐馬	教授 成廣 孝	
	准教授 築島 尚	教授 黒神 直純	

学位論文内容の要旨

本研究は、従来の先行研究を踏まえつつ、国連パレスチナ特別委員会（以下、UNSCOP）による活動および同アドホック委員会での議論を中心に、国連パレスチナ決議案可決へと至る政治プロセスを詳細に考察することで、冷戦発足期の国連によるパレスチナ問題の解決に向けた具体的な取り組みについての検討を行い、こうした知的作業を通して、既存のパレスチナ研究に新たな一石を投じようと試みるものである。1947年に設置された UNSCOP は、パレスチナでの現地調査やアラブ側・ユダヤ側双方との会談など、約 3 カ月に及ぶ調査活動を経て、パレスチナ問題の基本的な解決策として、パレスチナをアラブ国家とユダヤ国家に分割して、2 つの独立国家の樹立を目的とする分割案と、ユダヤ州とアラブ州から成る 1 つの連邦国家の樹立を目的とする連邦案という 2 つのモデル案を国連に勧告した。本研究は、この 2 つのモデル案の審議に関わる具体的な政治プロセスに焦点を当てつつ、1947年に採択された国連パレスチナ決議案成立の国際的背景について、学究的な観点に立って論じることを主眼とするものであり、パレスチナ問題の歴史的な背景、先行研究および研究上の問題提起について述べた「はじめに」、つづいて、全 3 章の本論および結論部分となる「おわりに」によって構成されている。

序章部分となる「はじめに」では、まず、19 世紀から大戦間期へと至るシオニズム運動およびパレスチナ問題の歴史的背景についての概観的な説明がなされ、つづく後半部分において、イスラエル建国期のパレスチナ問題を主たる対象とする欧米諸国の文献を中心とする先行研究についての紹介および検討を踏まえる形で、1947 年 11 月におけるパレスチナ分割案の可決へと至った歴史的局

面が今日まで継続する国連とパレスチナ問題の関わりにおける原点であるという観点から、こうした当時のパレスチナ分割に至る政治プロセスについての学究的研究の試みが、未だ解決の目途が立っていないパレスチナ問題を考える上で不可欠となる重要な意味づけを与えられ得るものであるとの研究上の基本的な問題提起がなされている。第1章では、国連の介入によるパレスチナ問題の「国際化」をめぐる問題を取り上げ、UNSCOPの活動内容に注目しながら、国連に対するアラブ・ユダヤ双方の対応や上記の分割案と連邦案で示されたパレスチナの将来的展望についての考察を試みている。第2章では、国連アドホック委員会でのUNSCOP案の評価とその議論をめぐる問題を中心に、分割決議案の成立に至る具体的な政治プロセスに焦点を当て、主として、分割案の実施をめぐる米英ソ3国の政治的攻防や連邦案に代表される単一国家案の支持者たちを中心とする分割案反対派の見解とその根拠についての詳細な考察を行っている。また第3章では、特に、パレスチナ問題に密接に関与した米英仏ソ4常任理事国の動向に焦点を当て、これら4大国が片や分割案を支持し、片や棄権という政治判断を示したその主たる理由についての考察を中心に、パレスチナ分割案が1947年11月に正式に承認されるに至った政治的要因とその背景について、論じている。結論部分の「おわりに」では、以上のような本論における国連分割案の採択へと至る具体的な政治プロセスについての詳細な考察を通して、分割案が国連の場で承認された主たる理由を、ナチス・ドイツによるユダヤ人迫害に同情的な国際世論の形成、UNSCOPに代表される国連の活動に対するアラブ側の非協力的な対応および米ソ両国の分割案への賛意といった3つの観点から説明しており、第2次大戦終結後の冷戦黎明期において、ユダヤ側にとって好ましい国際環境の存在こそが国連分割案が成立するに至った主たる要因であったとの見解を示している。

学位論文審査結果の要旨

学位審査会は、平成29年2月13日（月）午後1時から約2時間にわたって、法経2号館の法学部共同研究室において、河原祐馬を主査として、築島尚、成廣孝、黒神直純の計4名の審査委員によって、行われた。

最初に、選考対象者の佐藤寛和氏より、これまでの研究経過および本審査論文の内容についての概要説明があり、この概要説明を受ける形で、平成28年7月19日（火）に実施された予備審査会において各委員から指摘された問題点の改善に関わる基本的な確認作業が行われた。予備審査の段階では、委員の基本的総意として、学術的意義との関係において、パレスチナ難民の起源という文脈ではなく、国連パレスチナ分割案の成立をめぐる問題そのものに焦点を当てる形で、当時の国際政治学上の意義という観点に立って、本論文の学術的な位置づけを試みた方が、より説得力のある論文になり得るとの主たる改善点の指摘がなされたが、今回行われた本学位論文の審査に当たって、まず、この点について、大きな改善が見られたことについての基本的な確認がなされた。その上で、個々の細かな問題点の指摘を含めた主に各委員の専門に沿った論評がそれぞれなされた。本審査会

で問題とされた諸点としては、概ね以下のような指摘があった。本論文の冒頭部分で言及されている問題提起との関係で、その後のパレスチナ問題の展開と深い関係を持つことになる分割案の成立に至った主たる理由が、「国連の無力さ」もしくは「その能力の限界」にあったのか、または、国連以外のところに「うまく行かなかった外的要因」があったのか、結論部分を含めて、明快な形で論じられてはいないこと、また、こうした指摘との関係で、選考対象者が強調する分割案の採択へと至る 1947 年の UNSCOP に代表される国連による一連の活動が、それ以降のパレスチナ問題のネガティブな政治プロセスの展開において、その「起点」となる決定的な事件であったとの見解は果たして正しいものであるのか、といった本論文の学術的評価を行う上で考慮すべき幾つかの重要な論点が出され、1947 年における UNSCOP の活動やアドホック委員会での議論を中心とする分割案の成立へと至る当時の国連による活動の政治的意義づけをより明確な形で論じていく方向でのさらなる知的作業が今後の研究において必要であるのと確認がなされた。この他、本研究では、国連関係の一次資料や欧米の関係文献がしっかりと踏まえられてはいるが、アラビア語関係の一次史料等を用いていけば、本審査論文は学術的に厚みのある論考となっていたとの研究上の関係資料に関わる指摘等があった。

このように、学術論文としてより完成度の高い研究となるよう、さらなる改善に向けた知的作業を要する幾つかの問題点が指摘されはしたが、全体としての評価において、今回審査された論文が学位論文としての質的レベルに基本として達したものとなっていることについては、本論文の審査に携わったすべての委員の意見の一致するところである。本論文の概要については、先述の「学位論文内容の要旨」において記載した通りであるが、本論文では、UNSCOP の発足からアドホック委員会に至るプロセスでの主たる議論を中心に、国連でのパレスチナ問題の解決に向けた取り組みを検証し、分割案の可決を導いた当時の国際情勢における主要な政治的要因について明らかにするよう、詳細な考察がなされており、また、1947 年当時のパレスチナをめぐる国際情勢に関する先行研究の知見を踏まえながら、国連という新たな枠組みの中で考えられたパレスチナ問題の主要な論点を踏まえた分割案成立へと至る政治プロセスに関わる分析が手堅くなされていると考えられる。予備審査の際に問題点として指摘された諸点についても大きく改善されており、従来の研究では直接的な研究上の議論の対象とはあまりならなかった国連パレスチナ分割案の成立プロセスそのものの政治的意義をめぐる問題に焦点を当てる形で実証的な考察を行った本審査論文は、学術的にも意欲的な試みであり、質的に一定の水準を担保する学術論文の域に達していると評価し得るものである。

以上の通り、本論文は本学の博士（法学）を授与するに相応しい研究であると言え、審査委員会は全会一致で本論文を博士論文として認めるという判断に至った。